

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年4月26日 07時00分ごろ
発生場所	沖縄県名護市汀間漁港 高墓埼灯台から真方位300° 1.6海里付近 (概位 北緯26°33.0′ 東経128°03.8′)
事故の概要	漁船新正丸は、出港作業中、係留中の漁船二千翔丸に衝突した。
事故調査の経過	令和5年4月27日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 新正丸、1.5トン ON3-00218（漁船登録番号）、個人所有 第296-25907号（船舶検査済票の番号） B 漁船 二千翔丸、0.8トン ON3-100738（漁船登録番号）、個人所有 第296-27849号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 両舷船首部外板及び船首部船底外板に擦過傷 B 日除け用オーニング枠の倒壊及び曲損、左舷中央部外板及び左舷中央部甲板に亀裂、操舵スタンドの倒壊及び亀裂
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、監視員1人を乗せ、名護市辺野古沖の埋立て工事の警戒業務に向かう目的で、四方を防波堤及び岸壁に囲まれ、北側東寄りに港口がある汀間漁港において、西側の防波堤の北端付近に船首を南方に向けて右舷着けで係留した状態から離岸作業を始めた。 船長Aは、A船を離岸させて港内の中央付近で船首が東方に向いたので、舵を中央に戻したところ、船首が北東の風を受けて南東方に向き、正船首方に係留中のB船との距離が約30mとなったので、左舵を取りスロットルレバーを上げて前進行きあしとすれば、左回頭できると思い、クラッチを前進とし、主機の回転数を上げようとスロットルレバーを前に倒す操作をした際、同レバーを倒し過ぎ、A船が急発進した勢いで体勢が崩れて倒れそうになった。 船長Aは、A船が正船首方の南側岸壁に係留中のB船に向かって航行していることに気付き、すぐに主機を後進としたものの、A船の船

	<p>首部がB船の左舷中央部に衝突した。</p> <p>船長Aは、所属の漁業協同組合に本事故の発生を知らせ、本事故に気付いた別の漁船の船長が118番通報するとともに船長Bに本事故の発生を知らせた。</p> <p>船長Aは、本事故後、海上保安庁によるアルコール検査を受けた結果、呼気アルコール濃度が0.7mg/L（アルコール血中濃度1.4mg/ml（0.14%））と測定され、酩酊状態と判定された。</p> <p>文献によれば、船長は、アルコール血中濃度の数値から、一般的な酔いの状態について、酩酊前期に該当し、酩酊状態に当たる。</p> <table border="1" data-bbox="646 607 1329 701"> <tr> <td>時期（アルコール血中濃度%）</td> <td>酒量の目安</td> </tr> <tr> <td>酩酊前期（0.10~0.15）</td> <td>日本酒3合</td> </tr> </table> <p>船長Aは、本事故前日の夜に焼酎を飲んでいたので、スロットルレバーを操作する感覚が鈍り、主機の回転数を上げ過ぎた可能性があるとして本事故後に思った。</p> <p>B船は、汀間漁港南側の岸壁に無人の状態に船首を東方に向けて右舷着けで岸壁に係留中、A船が衝突した。</p>	時期（アルコール血中濃度%）	酒量の目安	酩酊前期（0.10~0.15）	日本酒3合
時期（アルコール血中濃度%）	酒量の目安				
酩酊前期（0.10~0.15）	日本酒3合				
<p>分析</p>	<p>A船は、出港作業中、船長Aが、港内中央付近で船首が南東方を向いた状態から左転して前進しようとした際、主機の回転数を上げ過ぎたことから、A船が急発進して岸壁に係留中のB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、酩酊状態で操船を行っていたことから、スロットル操作の感覚が鈍り、主機の回転数を上げ過ぎた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、無人の状態に船首を東方に向けて右舷着けで岸壁に係留中、A船が衝突したものと考えられる。</p>				
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が出港作業中、船長Aが、港内中央付近で船首が南東方を向いた状態から左転して前進しようとした際、主機の回転数を上げ過ぎたため、A船が急発進して岸壁に係留中のB船に衝突したものと考えられる。</p>				
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、港内で余裕水域がある場合は、前進のみで船首を回頭させて主機の回転数を上げ過ぎるような操船を行わずに、一旦後進して港口に船首を向けてから前進させること。 ・ 船長は、酒気を帯びた状態で操船を行わないこと。 				